

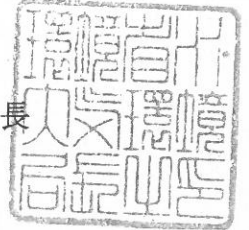
写

環水大水発第 1711151 号  
平成 29 年 11 月 15 日

都道府県知事 } 殿  
水質汚濁防止法政令市長 }



環境省水・大気環境局長



カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて

カドミウム及びその化合物については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号）附則第 2 条において暫定排水基準を設定しており、当該基準の対象業種のうち 3 業種について、その適用期限が平成 29 年 11 月 30 日に終了することとなる。

今般、カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の対象業種のうち、当該基準の適用期限が終了する 3 業種（非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)) について、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認した上で、当該 3 業種に係る暫定排水基準を一般排水基準に移行することとした。

については、貴職におかれては、この点に十分御留意の上、水質汚濁防止法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。